

# 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する『平泉の文化遺産』ガイダンス施設（仮称）（エントランスホール等）展示基本設計業務」（以下「本業務」という。）に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

## 1 本業務の目的

県では、「平泉の文化遺産」の価値を国内外へ総合的に情報発信する拠点として「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）（以下「ガイダンス施設」という。）の整備を推進しており、本業務は、平成30年6月に県が策定した『平泉の文化遺産』ガイダンス施設（仮称）基本計画」をもとに、ガイダンス施設（エントランスホール等）の展示等に係る基本設計を実施するものである。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務の名称

「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）（エントランスホール等）展示基本設計業務

### (2) 委託期間

契約日～平成31年3月29日

## 3 委託業務内容

『平泉の文化遺産』ガイダンス施設（仮称）基本計画」を踏まえて、県の指導・監督のもと、下記項目について取りまとめるものとする。

### (1) 設計範囲

エントランスホール、体験・展望スペース、図書コーナー（合計：約462㎡）

※詳細は、一般競争入札参加予定者に別途配付する平面プラン（案）を参照とすること。

### (2) 業務の内容

#### ア 施設・展示のねらい検討

基本計画を踏まえ、施設と展示のねらいの確認・調整・検討を行う。

#### イ ゾーニング・動線・観覧者計画の検討

施設・展示のねらいを踏まえ、施設及び展示室のゾーニングを作成し、観覧者動線計画と観覧所要時間を想定する。

#### ウ 各コーナーの構成検討・展示構成リストの作成

各コーナーで想定されている構成要素の洗い出しを行い、リストにとりまとめる。

#### エ 展示ストーリーの検討

施設及び各コーナーで訴えたいことをストーリー化する。

#### オ 主要展示アイテムの検討

主要展示の具体的な計画を行う。

- カ 各展示アイテムの詳細内容検討  
各コーナーにおける展示アイテムを検討する。
- キ 平面図・立面図等必要な図面作成  
施設の配置計画・平面図・立面図等を作成する。
- ク イメージパースの作成  
展示空間のイメージパースを作成する。
- ケ 管理運営計画の検討  
展示施設の管理運営に掛かる体制、人員構成や運営プログラムを検討する。
- コ 展示制作の概算予算書と工程表の作成  
展示制作費の概算及び維持管理費の概算と展示制作の工程表を作成する。
- サ 建築設計への要望与件等の整理  
建築設計に対して、影響する与条件やイメージ等を整理する。
- シ 有識者委員会の運営補助  
本業務と並行して、有識者委員会等を開催し意見を求めることとしており、これの運営補助（資料作成、議事録要旨作成）を行う。委員会は2回程度とし、東京都内又は岩手県内での開催とする。  
有識者への旅費、報償費及委員会開催に係る会場使用料については、県が負担する。
- ス 打合せ・協議  
本業務に関する打合せを実施する他、国や関係自治体との調整に係る会議を3回予定している。

#### 4 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- ・ 展示基本設計図書 1部 A4版 1部
- ・ 電子データ 1式

#### 5 その他

- (1) 受託者は、本業務の範囲及び詳細について、県と協議の上、業務を推進しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書に疑義が生じた場合には、県と協議の上、作業を進めること。
- (3) 本業務の実施においては、その他関連業務（「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）（常設展示室）展示基本設計業務、平泉の文化遺産ガイダンス施設新築工事設計業務、柳之御所遺跡整備実施設計策定・工事監理業務）と連携を図りながら業務を履行すること。

#### 6 契約に関する条件

- (1) 再委託の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合には、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号 9）を遵守しなければならない。